

業界ヒアリング資料(家電)

一般財団法人家電製品協会

電機・電子4団体

2025年7月

- ・ 使用済物品等の回収体制の整備状況、再生材の分離・再利用の技術的可能性について。

1) 使用済「ユニット形エアコンデショナー、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機」の回収体制の整備状況について

- ① 家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立している（図1参照）
- ② 2024年度の引取実績：14,583千台（図2参照）
- ③ 小売業者による回収→製造業者による引取・処理（図3・図4参照）
（指定引取場所319ヶ所、再商品化工場46ヶ所）

2) 再生樹脂の分離・再利用の技術的可能性について

- ① 再商品化工場にて、手作業による解体・分別で主要な部品を回収した後、「機械による破碎・選別」を行い、金属・樹脂等を材料別に回収。（図5・図6参照）
- ② 2024年度 再生プラスチック生産：14万トン、そのうち1.5万トンを家電製品に使用
※再生プラスチック生産量はマテリアルリサイクル（原材料として有償で譲渡すること）
（図7参照）

1) 使用済「ユニット形エアコンデショナー、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機」の回収体制の整備状況について

- ① 家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立している
- ② 2024年度の引取実績：14,583千台（累計324,253千台）

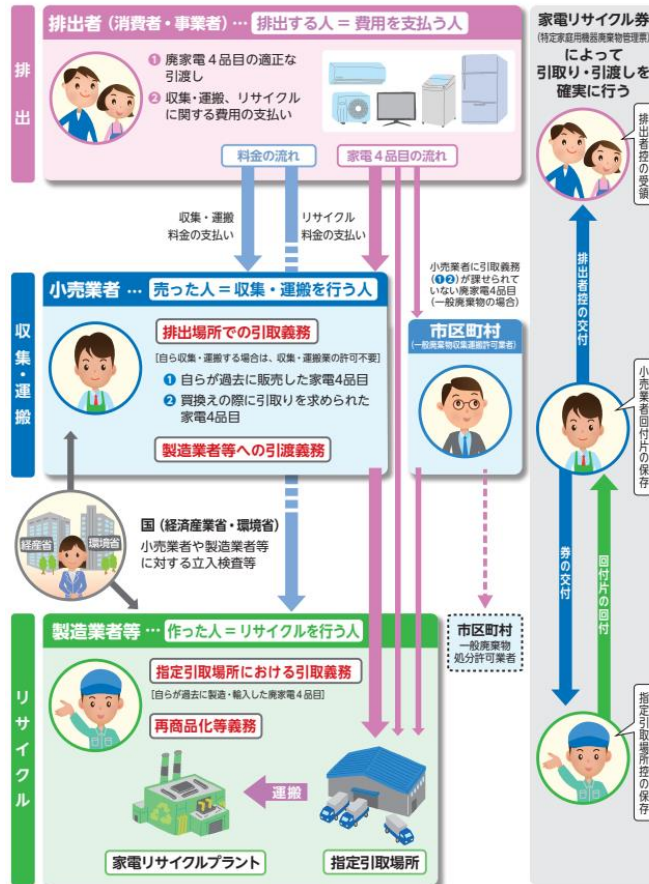


図1：家電リサイクル制度の概要

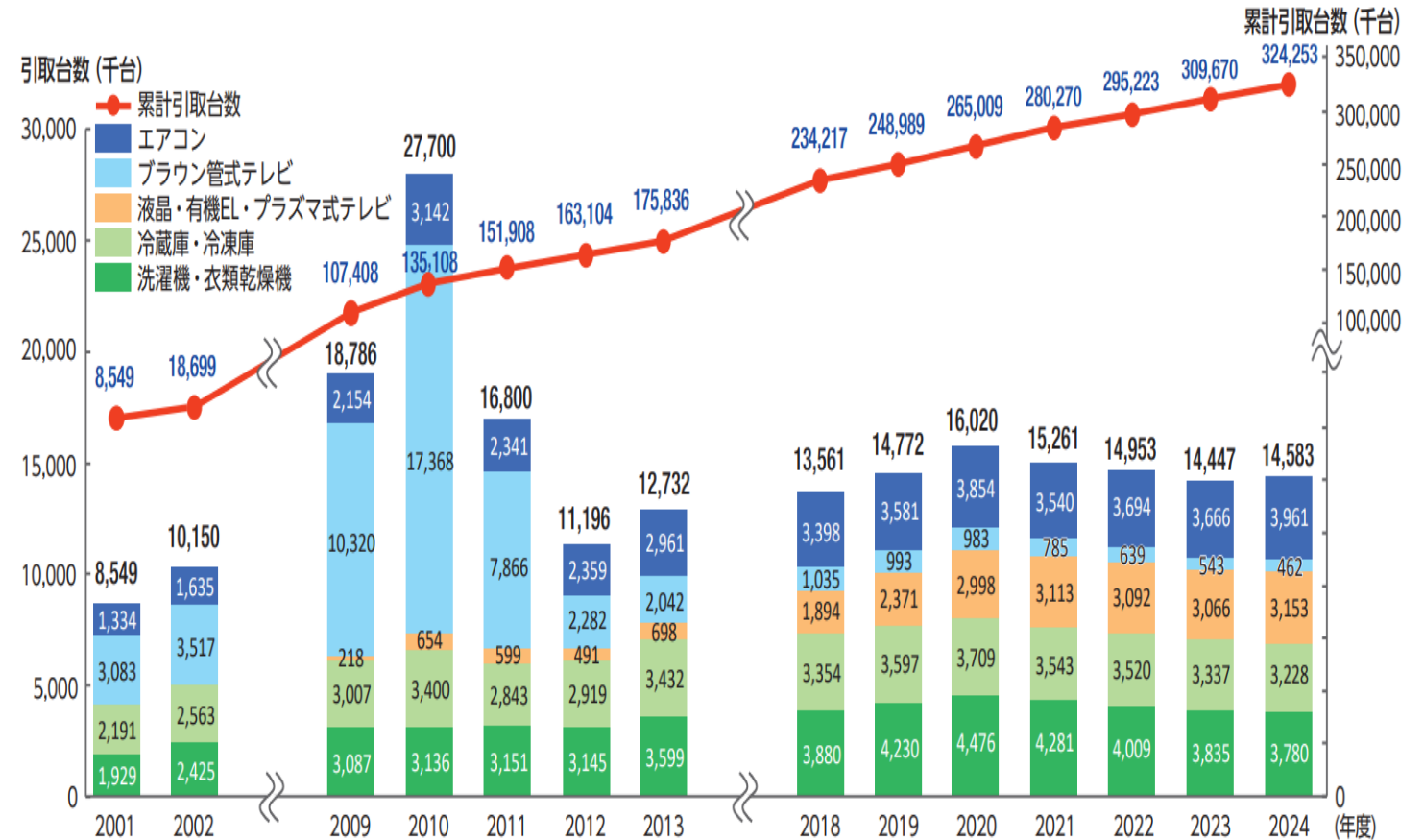


図2：引取台数の推移と24年間の累計引取台数（廃家電4品目合計）

1) 使用済「ユニット形エアコンデショナー、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機」の回収体制の整備状況について

③ 小売業者による回収→製造業者による引取・処理 (指定引取場所：319ヶ所、家電リサイクルプラント：46施設)

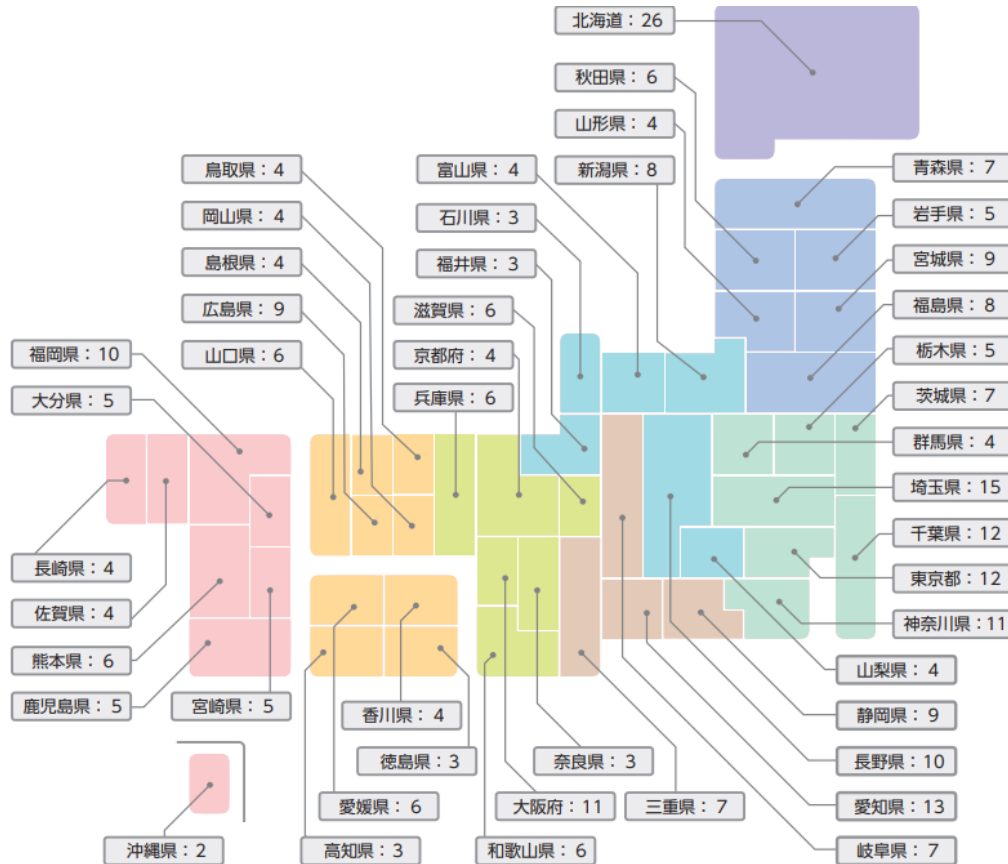


図3：指定引取場所 (SY) の設置 (2025 年 6 月現在)



図4：家電リサイクルプラント (2025 年 6 月現在)

2) 再生樹脂の分離・再利用の技術的可能性について

① 家電リサイクルプラント（再商品化工場）にて、手作業による解体・分別で主要な部品を回収した後、「機械による破碎・選別」を行い、金属・樹脂等を材料別に回収。



図5：テレビの代表的な処理フロー



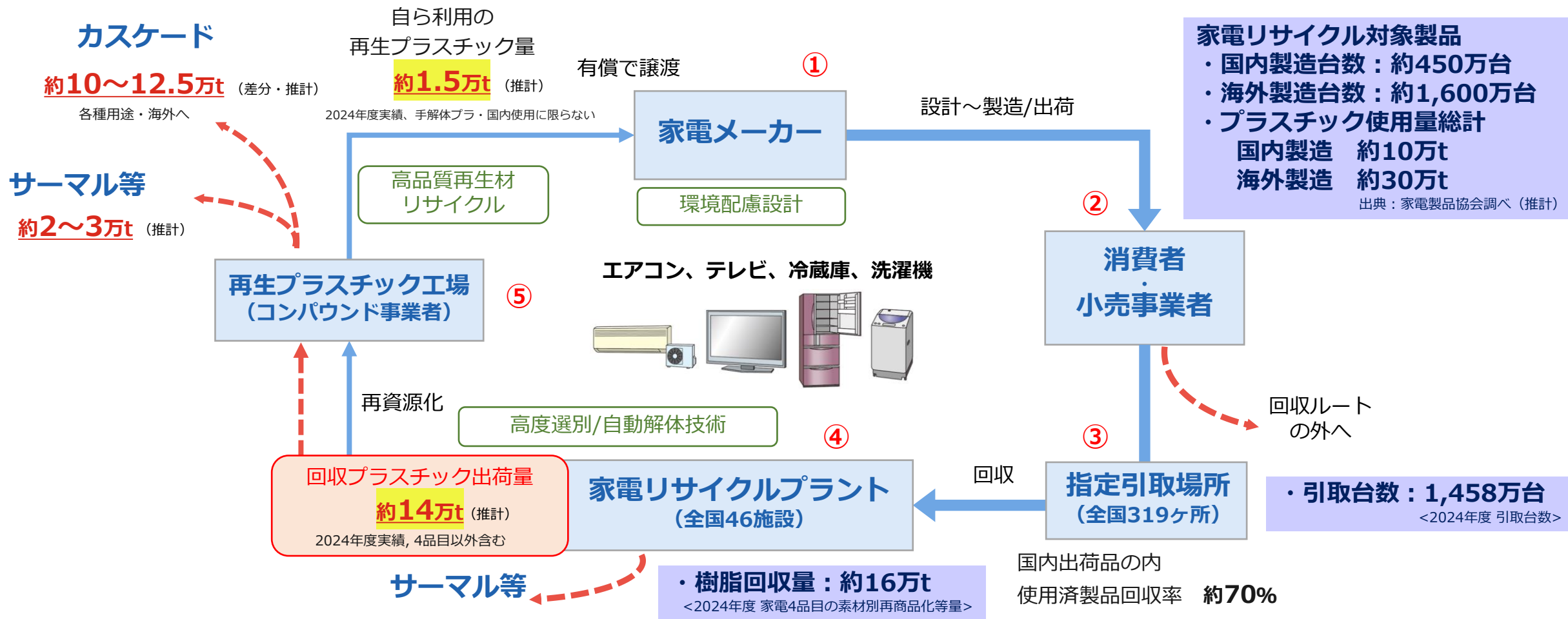
図6：冷蔵庫・冷凍庫の代表的な処理フロー

2) 再生樹脂の分離・再利用の技術的可能性について

② 2024年度 再生プラスチック生産：約14万トン、そのうち約1.5万トンを家電製品に使用。

※再生プラスチックはマテリアルリサイクル（原材料として有償で譲渡すること）

⑥ 素材メーカー 図7：家電由来プラの国内資源循環の現状



- 現状の再生材利用量と将来に向けた拡大可能性（再生プラスチックの利用拡大に向けた業界の取組状況、今後の業界ロードマップ等）について。
- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象になることで、再生材の供給拡大や技術開発促進につながると考えるか。

- ① 次ページご参照。(CPsビジョンロードマップ検討WGへの提出予定資料(7/7時点) 抜粋)
- ② 当該製品の対象指定は、4家電に関する今後の再生材の供給拡大や技術開発促進につながると考える。今回、2030年に向けた取組目標として動静脈それぞれとしてのアクション整理をしており、CPsにおいても今後業界として具体的な進捗や管理・更新が求められる。については動静脈間での課題感を共有しつつ実行ベースでの取組としていく必要がある。

尚、改正資源法において今後個社に対し再生材利用の計画及び報告義務化される中で、動脈側では設計等の現場において利用拡大を意識することになる。政府においては、再生材供給を行う静脈側の育成や設備導入等に目を配っていただき、片肺飛行にならないよう、実効的な制度設計の目論見をお願いしたい。

06 電機・電子製品領域WG：2030年に向けての取組目標（案） *2025-7-7時点



【目標①】（日系家電メーカーの再生プラスチック利用）1.5万トンの堅持（2030年に向けて）

- 今後国内出荷の廃家電回収量減少が見込まれる中、家電由来PCRプラスチックを年間1.5万トン以上利用（引続き、動静脈一体の水平（マテリアル）リサイクルを促進）

【目標②】（現在未利用になっている）家電由来再生プラスチックの利用拡大：家電 to X

- 動脈：易解体設計/単一素材化～意匠性が要求される部位への再生プラスチック活用の更なる促進、再生プラスチックの継続的な利用を公表
- 静脈：リサイクルプラントへの高度選別技術や自動解体・ロボティクス技術の導入、手解体による単一素材の取り外し拡大
- 動・静脈連携：安価な物性回復技術の開発、設計情報の共有
 - 再生プラスチック品質グレーディング標準化（設計要求品質（目安）とのマッチングによる利用促進）

【目標③】（他業界由来、海外調達による）再生プラスチックの家電への利用拡大：X to 家電

- 動脈：現地の実情をふまえた再生プラスチック供給事業者の開拓
- 動・静脈連携：他業界由来の再生プラスチックのトレーサビリティ確保
 - 再生プラスチック品質グレーディング標準化（設計要求品質（目安）とのマッチングによる利用促進）

◎ 再生プラスチックの価値訴求推進（目標①～③全てに関連）

- 再生プラスチック利用製品に対する消費者受容性の啓発、CO₂削減効果評価手法の確立
- 他業界への再生プラスチック供給（貢献・価値の見える化）

国の政策 への期待

- 消費者受容性促進施策：再生プラスチック利用製品の購入促進策の実施
- 静脈技術高度化支援：設備導入（高度選別技術や自動解体・ロボティクス技術）等の補助拡大
- 家電由来高品質再生プラスチック価値化：グリーン素材認定
- 動・静脈連携の各種PF/システム構築のコーディネート/(将来の)連携予見性：品質グレーディング、トレーサビリティ 等)

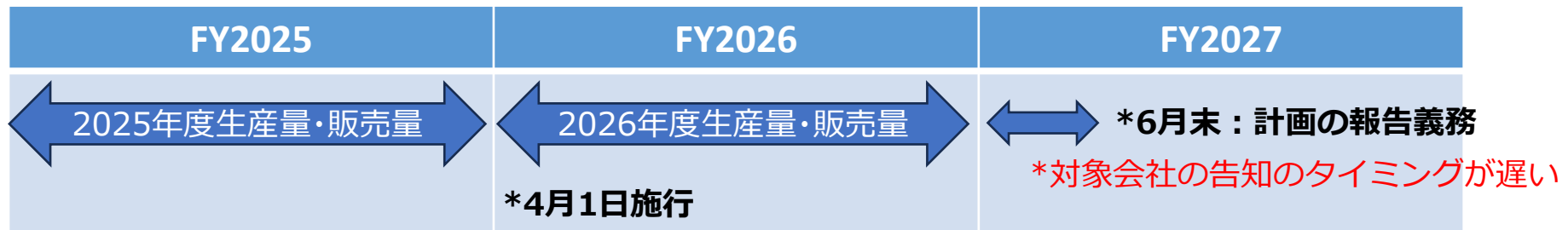
09 アクションプラン（案） *2025-7-7時点

■ 「06 電機・電子製品領域WG：2030年に向けての取組目標（案）」に係るアクションプラン（案）

目標	主体	目標達成に向けたアクション	2025	2026	2027	2028	2029	2030
目標①	動脈(静脈)	動静脈一体での水平リサイクル(マテリアルリサイクル)を継続促進						
目標②（現在未利用となっている）家電由来再生プラスチックの利用拡大：家電 to X	静脈	リサイクルプラントへの高度選別技術の導入(拡大)						
		リサイクルプラントへの自動解体・ロボティクス技術の導入(拡大)						
		リサイクルプラントへでの手解体による単一素材の取り外し(拡大)						
		再生プラスチック品質グレーディング標準化（設計要求品質とのマッチング）						
	動・静脈	安価な物性回復技術の開発						
		家電メーカー(動脈)からリサイクラー(静脈)への設計情報の共有						
		環境配慮設計/循環設計(易解体設計,単一素材化)等の更なる促進						
	動脈	意匠性が要求される部位への再生プラスチックの活用促進						
		再生プラスチックの継続的な利用を公表						
		他業界由来の再生プラスチックのトレーサビリティの把握						
目標③（他業界由来、海外調達による）再生プラスチックの家電への利用拡大：X to 家電	動・静脈	再生プラスチック品質グレーディング標準化（設計要求品質とのマッチング）						
		他業界由来プラ等の調達拡大へ						
	動脈	現地の実情をふまえた再生プラスチック供給事業者の開拓						
再生プラスチックの価値訴求推進（推進施策目標①～③共通）	国・動脈	再生プラスチックを利用した製品に対する消費者受容性の啓発						
		CO2削減効果の評価手法の確立						
	国・動脈	他業界への再生プラスチック供給にかかる貢献や価値の見える化						
		環境価値(高付加価値)化						
国の政策への期待	国	家電由来高品質再生プラスチック(グリーン素材認定)						
		再生プラスチック利用製品の購入促進策の実施						
		設備導入(高度選別技術や自動解体・ロボティクス技術)補助(拡大)						
		動・静脈連携の各種PF/システム構築のコーディネート/ (将来の)連携予見性(品質グレーディング、トレーサビリティ等)						

- 足切り基準（生産量又は販売量の要件）、スケジュールは問題ないか。
- 判断基準、計画・定期報告の内容は今後省令において規定していくが、現時点で留意すべき事項はあるか。

- 1) 足切り基準（生産量 5 万台又は販売量 5 万台の要件）およびスケジュールについて、対象会社への告知は、2025年度の実産量・販売量、2026年度の実産量・販売量のどちらに報告の義務がかかるのでしょうか。
- 2) 判断基準、計画・定期報告についての留意事項について
再生プラスチックの利用、技術の向上、管理体制の整備、いずれも検討に時間を要することが懸念されます。対象会社に対して早めの告知をお願いします。



- 3) 足切り基準（生産量 5 万台又は販売量 5 万台の要件）について、家電4品目の品目別対象会社のカバー率の想定に関して、共有をお願いします。また、足切り基準については、計画・実績を数多くの対象会社にした方が、全体として市場における再生プラスチック利用の認知が、より進むと考えられます。

- その他、再生プラスチックの利用に関し考慮すべき事項について。

1) 再生プラスチックの利用に関し考慮すべき事項について

- 生産又は販売された製品に、実際に再生プラスチックが利用されているかは、どのように確認されるのでしょうか。
(メーカーとしては、再生プラスチック・部品の調達仕様を図面に記載するだけで良いか)
- 環境配慮設計に対するインセンティブについて、家電メーカーの強い要望として、今後、設計認定基準WGなどで議論を進めて頂ければと思います。

ご清聴ありがとうございました。